

高齢者ほっと



安心サポート事業

「死後事務委任契約事業」

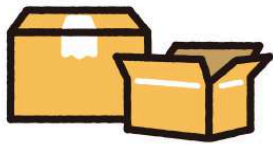
相談無料
秘密厳守

こんなお悩みありませんか？

亡くなった後の...



葬儀・火葬・納骨



遺品整理や処分
(賃貸契約物件のみ)



住居や施設の
退去手続き



行政機関への届出、
必要な支払い

【お問合せ先・お申込先】詳しくはお問い合わせください

網走市社会福祉協議会 生活サポートセンターらいと

網走市北11条東1丁目10番地 網走市総合福祉センター内

☎ 0152-67-6555

受付時間 平日 9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始は除く)

ご相談の際は、事前にご予約いただくとスムーズです。

高齢者ほっと安心サポート事業とは

頼れる親族がないなどの理由により、亡くなった後の対応や手続き（以下「死後事務」）が困難な高齢者を対象にした事業です。

ご本人が判断できる間に、網走市社会福祉協議会（以下「本会」）とあらかじめ契約を結び、預託金をお預かりすることで、契約者が亡くなった後に必要となる各種手続きや対応を行います。

利用できる方は？

下記の条件を全て満たす方

- ①網走市内に居住する65歳以上の方
- ②単身世帯、または同居の家族が障がい者のみで構成される世帯の方
- ③契約内容を理解し、判断することができる方、または成年後見人等が選任されている方
- ④相続関係にある親族がない、または著しく疎遠な状態にある方
- ⑤生活保護を受給していない方
- ⑥契約に必要な預託金を一括で預託できる方
- ⑦本事業の遂行に重大な支障となる紛争が存在しない方

預託金・死後事務執行手数料

預託金について

契約時に、死後事務に必要な費用として「預託金」を本会にお預けいただき、その預託金に基づいて契約した死後事務を行います。※契約後14日以内に一括で納入ください。

預託金の内容	金額	説明
葬儀・火葬・納骨	250,000円～	<input type="checkbox"/> 遺体の引き取り、安置等の費用 <input type="checkbox"/> 葬儀、火葬、納骨に関する費用 <input type="checkbox"/> 家族、親族、その他関係者への連絡費用
生活に関する経費	毎月の支出額より算出	<input type="checkbox"/> 賃貸物件の解約・退去に関する費用 <input type="checkbox"/> 行政官庁への諸手続き費用 <input type="checkbox"/> 医療費、施設利用料、公共料金等、死去後に支払わなければいけない責務の弁済
家財処分 ※賃貸契約物件のみ対応	業者見積額＋ 物価高騰見込み額	<input type="checkbox"/> 家財道具や生活用品等の動産処分に関する費用
死後事務執行手数料	50,000円～ 300,000円	<input type="checkbox"/> 死後事務に関する支援業務手数料 ※資産額により手数料の額が変わります。

※本会では、不動産の管理及び処分は行いません。

不動産をお持ちの場合は、対応方法を事前にご検討いただき、準備をお願いします。

※委任事務を実行する前に解約となった場合、「契約解除手数料」として20,000円をお支払いいただきます。

※預託金は、価格変動も踏まえ数年ごとに見直し作業を行います。金額が変更した際は追加納入等の対応が必要となります。

利用・契約までの流れ

ご相談者様に確認をしながら、下記の流れで契約手続きを進めていきます。

1週間～1か月

①相談受付

本会（生活サポートセンターらいと）にご連絡下さい。
事業内容等の説明をさせていただき、面談日程の予約を調整します。

②面談

あらかじめ予約した日時に本会へお越し下さい。相談者から希望内容の聞き取り等を行います。

※相談内容については秘密厳守いたします。

※面談は、数回行う場合があります。

③契約準備

①葬儀・納骨先の決定

葬儀の形式や納骨先等について希望をお聞きし一緒に考えます。

②引渡人の決定

申込者の死亡後の遺産及び遺品を引き継ぐ方を選任いただきます。

※引渡人がいない場合は、遺言書の作成をお願いします。

（遺言書作成に係る経費は相談者の自己負担となります）

③家財処分の見積もり

専門業者が自宅を訪問し、状況確認を行い家財処分の見積もりを取ります。

④申込み

利用申込み手続きを行います。

「申込書」「医療行為に関する意思確認書（事前要望書）」「引渡人同意書」「戸籍謄本（全部事項証明書）」等をご提出いただきます。

⑤契約

調査内容を踏まえ、相談者と本会が死後事務の契約を結びます。

※契約後、14日以内に預託金を納入下さい。

※預託金は、価格変動も踏まえ数年ごとに見直し作業を行います。

1か月～6か月

網走市社会福祉協議会とは

社協は社会福祉協議会の略称です。社協は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、すべての市町村に設置される民間非営利団体です。

社協は、地域で暮らす皆様他、ボランティア・福祉・保険・医療・教育など関係機関及び行政機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「人にやさしい福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っております。

また、社協は、市民の皆様一人ひとりが主体となって、地域における福祉の問題を市民の皆様と考え、話し合い、協力して社会福祉を目的とする様々な事業を行っています。



網走市社会福祉協議会「生活サポートセンターらいと」ではこんな取り組みを行っています！

成年後見相談支援事業

成年後見制度の相談や利用のお手伝いをします。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利を守るための制度です。成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行います。

終活相談窓口の開設

終活を進める上で、「何から進めたら良いかわからない」「どこに相談したらよいか」等、終活に関するお悩みを抱えている方の相談を受け、サポートいたします。



網走市終活情報登録事業

情報を登録することにより、市内に居住する独居等高齢者の方が、病気や事故などにより意思表示が困難な場合や安否確認ができなくなった場合に、医療機関や警察、ご本人が指定したご家族などからの問い合わせに対し、ご本人に代わりあらかじめ登録した緊急連絡先や終活に関する情報をお伝えすることができます。

お問い合わせ先 ☎ (0152) 67-6555

生活困窮者自立相談支援事業

生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。必要な支援と一緒に考え、解決につながるようお手伝いをさせていただきます。ご相談に応じて、関係機関と連携し継続的にサポートしていきます。

就労準備支援事業

日常生活が安定しなかったり、対人関係づくりや就職活動、就労に不安がある方に6カ月から1年の期間で支援計画を作成し、就労に向けての準備支援を行います。

家計改善支援事業

家計に問題を抱える方が計画的に管理できるように、「家計の見える化」を図り、状況に応じた支援計画を作成します。必要に応じて債務相談や貸付制度の利用など適時に行い、早期に生活を立て直せるよう支援を行います。

安心サポート事業

緊急な支払いを要する生活困窮状態にある方に対し、援助を行うことにより一定の生活の安定が見込める場合に、30,000円を限度として経済援助を現物給付（社協が支払い対応）で行います。

お問い合わせ先 ☎ (0152) 67-7095